

第6回 佐伯市廃棄物減量等推進審議会

令和5年8月3日(木) 午前10時00分～

エコセンター 番匠 大会議室(佐伯市東浜1番38号)

1 開 会

2 会長あいさつ

3 議 事

議題1 第2次佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)について(諮問)

議題2 答申について

4 その他(事務連絡等)

5 閉 会

佐 清 第 1 3 4 号

令和 5 年 7 月 20 日

佐伯市廃棄物減量等推進審議会
会長 宮崎 正豊 様

佐伯市長 田中 利明



第 2 次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について（諮問）

上記のことについて、佐伯市廃棄物の処理及び清掃に関する条例（平成 17 年佐伯市条例第 203 号）第 8 条第 1 項の規定に基づき、下記の事項について貴審議会の意見を求めます。

記

- 1 諮問事項 第 2 次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）について
- 2 添付資料
 - (1) 別紙 1 第 2 次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画（案）
 - (2) 別紙 2 家庭ごみの分別・収集方法の変更について

市民生活部 清掃課 庶務係
担当 坂口、吉岡
電話 22-3984（直通）

1 令和5年10月から開始するもの

(1) 少量の粗大ごみの戸別収集（※ 佐伯地域・上浦地域から先行開始）

現在、粗大ごみの定期収集がない地域から、事前予約制での戸別収集を開始します。

1週間前までに電話予約し、予約当日は、【新】粗大ごみシールを貼り、車が立寄れる家の付近に置けば収集します。

※ 佐伯・上浦以外の地域は、令和6年3月末まで、粗大ごみ定期収集をご利用ください。

(2) 粗大ごみシールの販売開始（※ 佐伯地域・上浦地域のみ使用可能）

500円の粗大ごみシールの販売を開始します。

※ 佐伯・上浦以外の地域は、令和6年4月から販売開始予定です。

2 令和6年4月から変更するもの

(1) 分別方法

変更する品目	現行(R6年3月末まで)	R6.4月から
一輪車(作業用/通称ねこ)	燃えないごみ	粗大ごみ
自転車		
スキー板、スノーボード		
シャツやズボンなどの衣類 (めん100%以外の化学繊維のもの)	燃えるごみ	資源物(リサイクルできる布類) ※綿の入ったもの、汚れ・破れのあるもの、ペット用、下着類など、は対象外
タオル、ひざ掛けなどの布類 (めん100%以外の化学繊維のもの)		
ダウンジャケット、フリース		
シーツ、敷きパッド	燃えないごみ	
毛布		

(2) 収集方法

品目	現行(R6年3月末まで)	R6.4月から
有害ごみ(乾電池・蛍光管) ※旧佐伯区域のみ	地区公民館等での拠点回収(有害ごみ回収BOX)	燃えるごみの日に集積所へ
粗大ごみ ※佐伯・上浦以外の地域	4週間ごとの定期収集(集積所方式)	事前予約制での戸別収集 ※【新】粗大ごみシール 500円

3 市報・チラシでの周知予定

- ① R5. 9月初旬【市報】 本年10月～ 佐伯・上浦地域の「粗大ごみ予約収集」
- ② R5. 9月下旬【取扱店】 本年10月～ 佐伯・上浦地域の「粗大ごみシールの販売交付」
- ③ R6. 3月初旬【市報】 令和6年4月～ 収集方法と手数料の変更
- ④ R6. 3月初旬【全戸チラシ】 令和6年4月～ 「分け方・出し方(保存版)」
- ⑤ R6. 3月下旬【取扱店】 令和6年4月～ 佐伯・上浦以外の地域「粗大ごみシールの販売交付」

粗大ごみの出し方（令和5年10月から佐伯・上浦区域で受付開始）

（※ 佐伯・上浦以外の区域では、令和6年4月から受付開始のため、その間、粗大ごみ定期収集をご利用ください。）

予約から戸別収集までの流れ

① 電話予約 ☎23-2386 東浜収集センター
平日（土日祝以外） 8:30～12:00、13:00～17:00
●住所・氏名・電話番号、●粗大ごみの種類をお伝えください。

② 収集日時と収集場所のお知らせ
◆収集予定日、◆収集する場所、◆粗大ごみシールの必要枚数を予約受付後にお知らせします。

③ 粗大ごみシール（1枚500円）を購入
必要な枚数を「指定ごみ袋等取扱店」で購入してください。

④ 粗大ごみの搬出 → 収集
粗大ごみシールに氏名・品名等を記入し、粗大ごみに貼り付けて、受付時に決めた場所へ出してください。

※エコセンター番匠へ自分で運搬する場合、粗大ごみシールは不要です。

一度に2点まで

家具、タンス
(2段に分かれるタンスも1組で1点)
※中は空にして。

テーブル1個で1点
※イスは燃えないごみ

ソファ
2人掛け以上1脚で1点
1人掛け2脚まで1点

テレビボード

ベッド
(本体とマットレスのセットや、二段ベッドも1点)
※マットレスだけは1点

【問い合わせ】
佐伯市清掃課 22-3984
東浜収集センター 23-2386

粗大ごみ戸別収集
周知チラシ(イメージ)

古布 (資源物)

資源物(布類)イメージ
:延岡市の例

資源物は指定ごみ袋に入れる必要はありません。



古布は20ℓ～45ℓの透明袋に入れて出してください。

※衣類全般が対象となり古着として
再利用されます。



古布

- ◎衣類は古着として利用されますので、ボタンやファスナー、ズボンのチャックなどははずしたりせずそのまま出してください。
- ◎布製品や衣類の一部(綿50%以上のもの)も従来どおりウエス(機械油等をふき取る雑巾)として活用されます。

ご注意ください

- ◎破れ、汚れの著しいもの、濡れているものは「燃やすごみ」で出してください。また下記の衣類についても「燃やすごみ」や指定ごみ袋に入らないものは「粗大ごみ」で出してください。
- ◎雨の日は出すのを控えて、次回の収集日に出してください。



下着類(パンツ、靴下等)



和服(着物、はんでん等)



合羽



水着



帽子



手袋



ネクタイ



綿入り製品(ふとん、クッション、ぬいぐるみ)



まくら



カーテン



じゅうたん



足拭きマット

等

項目	「R5.5.26 第5回審議会」1班 住民グループの意見
議題1 第2次計画の素案(4Rの取組など)	<ul style="list-style-type: none"> 指定ごみ袋を使っていない人がいるので、広報や啓発の仕方を工夫してほしい 特に転入者は出し方がわからない人も多いと思われるので、アパート等を管理する会社等に協力を仰ぐと効果があるのではないか ごみを減量するために、リユースショップやリサイクルショップ情報の紹介等にもっと力を入れてほしい
議題2 (1)ごみ袋の見直し (2)廃プラ	<ul style="list-style-type: none"> 45Lの袋は継続して販売してほしい 45Lと20Lの袋の間の大きさの袋がないので、30Lの袋も作ってほしい ごみの量が少ないのに45Lの袋で集積所にごみを出している人も多いので、20Lの袋が販売されていることをもっと広報した方がいいのではないか プラスチックの分別については、環境のためになるのであれば実施した方が良いと思うが、完全にリサイクル(再資源化)されないのであれば、現在の分別方法を維持した方が良い ごみの分別について、分別の目的等を市民に広報や啓発を行ってほしい
その他	

項目	「R5.5.26 第5回審議会」2班 環境・事業グループの意見
議題1 第2次計画の素案(4Rの取組など)	<ul style="list-style-type: none"> ○レジ袋の削減とマイバッグの普及 <ul style="list-style-type: none"> スーパー等、大分県では普及していると思う。 ペットボトル回収の強化。リサイクル(ボトルからボトル、エプロン)企業努力 コンビニに行くとレジ袋をもらってしまうが、ごみを入れたりして再利用している。 マイバッグは好きではない(清潔ではない気がする) レジ袋がいい(廃油で製作していると聞いた)燃やす マイバッグを持つのが当たり前だったが、考えの違いがあることを知れてよかった。 ○環境教育及び啓発活動の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・学校教育の中にごみや環境の教育を組み込めないかと思う(評価○→△) ・賞味期限と消費期限の違いを教育 ・ペットボトルやトレイを洗浄した場合の環境汚染。 ○過剰包装削減の取組 <ul style="list-style-type: none"> ・トレイはごみになる。しかし、企業としては見栄えや衛生面(ドリップ)を考えてトレイを使用している。 ・店舗での回収を行っている。しかし持っていくのが大変。回収すればごみの減量になる。 ・段ボールに新聞紙を入れると回収しない(※今は回収する)束ねると間違いなく回収する ○生ごみに関する減量化の推進 <ul style="list-style-type: none"> ・多いと燃料費がかかる

項目	「R5. 5. 26 第5回審議会」2班 環境・事業グループの意見
議題1 第2次計画の素案(4Rの取組など)	<p>○もったいねえを合言葉にした再利用を推進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞味期限に注意している(買いすぎ防止)1日過ぎたら廃棄してしまう。 ・段ボールが多いが、引き取り単価が下がっている(通販で段ボールが増加している) ・ペットボトルキャップを収集していたが・・・ごみなのか？再開できないか(資源物、ワクチン)大手は実施(コストがかかり、中小企業では厳しい。企業努力。大分県も動いている。大分市プラ回収でキャップ回収。
議題2 (1)ごみ袋の見直し (2)廃プラ	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみ袋の中サイズを作って欲しい ・資源ごみ(紙)商工会で古紙回収をしているが、それを入れる紙袋が無い。(米袋に入れている) ・破れやすいのが気になる ・色々な種類を作成すると良いと思う。 ・メイドインジャパンかと思っていた。
その他	<p>大分市のごみの分別は種類が多い。佐伯市は分別した方が良い</p> <ul style="list-style-type: none"> ・エコファミポイントをマルミヤでできるのか？

項目	「R5. 5. 26 第5回審議会」3班 処理業グループの意見
議題1 第2次計画の素案(4Rの取組など)	<ul style="list-style-type: none"> ・紙は、リサイクル業者としては、ひもで十字縛るのが良い。袋では禁忌(きんき)品あり(弁当カラ、マスク、ティシュなど) ・分別が悪いものがあるが、資源が含まれているので取り残しできず収集している。反省しないのではないか。 ・市報などあまり見ないので、子ども向けに特化したイベントなどで啓発すべき。意識が高い人はすでに取り組んでいる。 ・集積所の看板で「分別ルール」を載せないか。 ・日本のリサイクル率(40パーセント) 上勝町では80%以上。 小さい頃から習慣づけが必要。 → 廃品回収や学校の取組をすすめるべき。
議題2 (1)ごみ袋の見直し (2)廃プラ	<ul style="list-style-type: none"> ・大分市では、廃プラを乾燥機に入れてでもやっている。資源化する意識があれば協力してもらえる。 ・経費が増えるため、市民負担を上げる必要はある。 ・中サイズの袋の導入は、必要性を調査しては (月曜と木曜では木曜が少ないため、実際に量を比較するなど) ・廃プラは、まずは拠点回収(学校など)してはどうか。環境教育にもなる。

意見 まとめ 1章、2章	計画の項目		委員意見
		表紙、表紙裏、目次	
	1~2 ページ	第1章 計画の概要	
	3 ページ	第2章 1 ごみ処理行政の沿革	
	4~5 ページ	2 ごみ処理の流れ、フ ロー	
	6 ページ	3 ごみ処理施設の概要	
	7~10 ページ	4 ごみ処理実績	
	11 ページ	5 ごみ処理経費の推移	
	12 ページ	6 施策評価	
	13 ページ	7 課題	

意見 まとめ 第3章	計画の項目		委員意見
	14 ページ	第3章 ごみ処理基本計 画 1 計画の基本方針	
	15~17 ページ	2 計画の目標	
	18~19 ページ	3 目標達成のための施 策	
	20 ページ	4 ごみの分別区分	
	21 ページ	5 収集・運搬計画	
	22 ページ	6 中間処理計画	
	23 ページ	7 最終処分計画	
	24~26 ページ	8 ごみ処理に係るその 他の計画	
	27 ページ	9 計画の進行管理	
	28~32 ページ	資料編	
33 ページ	最終ページ 4R説明		

答申の内容

答申内容
まとめ
①

本審議会は、第2次佐伯市一般廃棄物(ごみ)処理基本計画(案)について、審議を重ねた結果、その内容は妥当であると答申します。

つきましては、計画の推進に当たり、次のとおり意見をつけさせていただきますので、今後の取組の参考として検討されるようお願いいたします。

1 環境教育について

さまざまな世代が環境に関わる取組みへ参加できるよう、内容の充実や機会の提供を図ること。

2 ごみの減量、資源化の推進について

新しいごみの出し方について、市民の協力を得るように、資源物の分別方法等の周知(特にリサイクルできる布類)を徹底してほしい。安全な収集・運搬体制を確保するためにも分別排出の徹底が不可欠であり、より一層丁寧な啓発に力を注ぐことなどに十分留意すること。

答申内容
まとめ
②

3 ごみ処理手数料について

令和4年8月25日付の答申でも提言しているとおり、高額なごみ処理経費が必要とされることを、市民に十分説明し、さらなる減量の取組への協力が得られるように啓発すべきである。

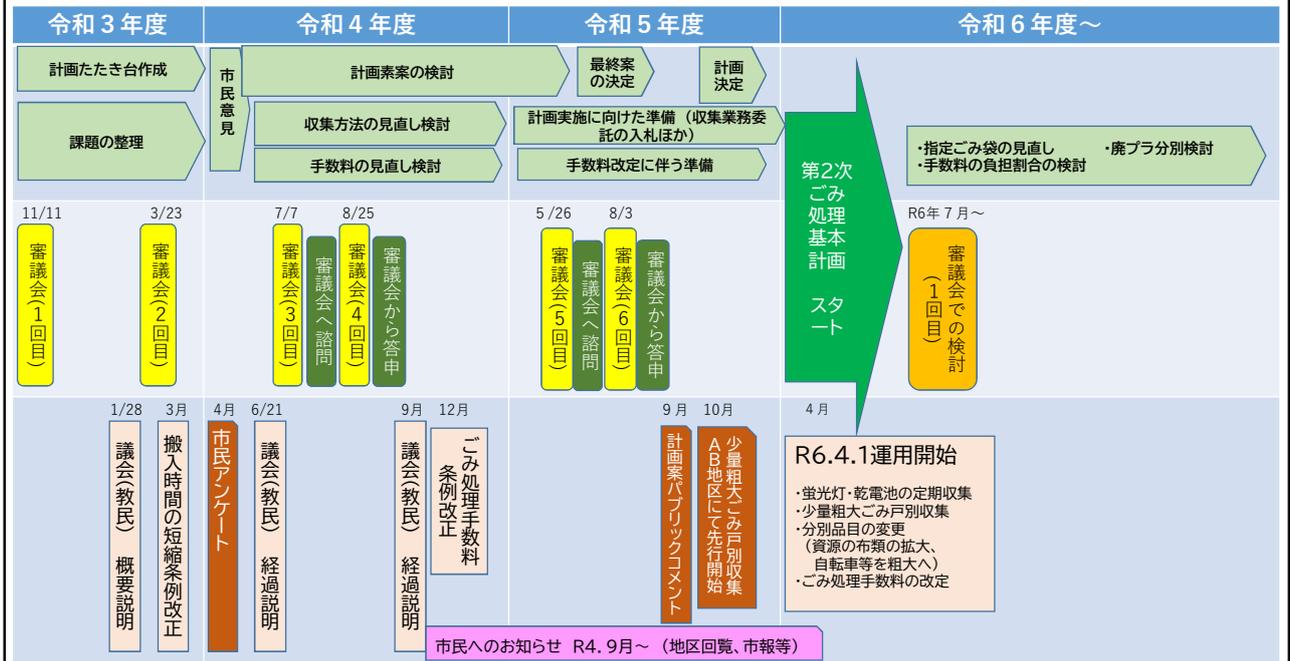
今後のごみ処理経費や排出量を把握し、損益分岐点等を勘案した基準となる負担割合を設定し、近隣市町村の動向を鑑みて、適正な額を検討してほしい。

具体的には、以前提案のあった袋のサイズ変更や料金改定の実現に向け、他市の値上げの動向を踏まえ、料金改定に踏み込む必要があると考える。

新たな指定ごみ袋制度を検討する場合には、減量が難しい紙オムツの利用者に対する負担軽減措置や、袋の中サイズの新設を検討してほしい。

関連して、資源となる「その他の紙類」のリサイクルを推進させるため、協力する市民に対し、回収用紙袋の配布等を検討してほしい。

4 その他 今後のスケジュールなど



手数料見直しの例 「岐阜県多治見市」HPから

(1) ごみ処理に関する費用

対象経費の区分 収集・収集経費、中間・最終…中間(焼却)、最終(埋立)経費

区分	歳出科目名称	主な内容
収集	①人件費	三の倉センターの収集員人件費
	②ごみ収集費	収集に必要な消耗品、収集車両の燃料代
	③自動車購入費	ごみ収集車の購入(買い替え)
	④ごみ集積場整備事業助成金	ごみステーション設置・改修
	⑤ごみ収集袋関係費	指定ごみ袋作成、取扱店への取扱手数料
中間・最終	⑥人件費	三の倉センターの事務・技術職員、大畑センター職員の人件費
	⑦三の倉センター管理費	管理棟、焼却場の維持管理・点検・清掃
	⑧大畑センター管理費	事務所及び場内の維持管理、機械保守
	⑨不燃性廃棄物処理費	大畑センター内管理型及び安定型施設の維持管理
	⑩焼却施設等運営費	三の倉センター焼却施設の運営、燃料費

(2) ごみ処理に関する収入

(1) に示した処理に関する費用から、次のごみ処理に関する収入分を差し引く。

区分	内容
収集	・ごみ袋広告掲載収入
中間・最終	・三の倉・大畑センターの屋根貸し料(ソーラーパネル)
	・スラグ、メタルの売払い
	・三の倉センターの焼却時の発電売払い
	・下水道汚泥の焼却処理委託料

(3) ごみ処理に要する費用(令和元年度)

ごみ処理に関する費用から収入を差し引き、各ごみ処理量で按分した処理費用とあり。

区分	収集	中間・最終	費用合計
指定ごみ袋分	301,333	404,294	705,627 …①
家庭持込み分	—	46,848	46,848 …②
事業持込み分	—	352,206	352,206 …③
合計	301,333	803,348	1,104,681

(4) ごみ処理における処理負担割合(令和元年度)

指定ごみ袋分、持込み分それぞれのごみ処理手数料収入を処理経費で割り、算出した。

区分	収入合計
ごみ処理手数料収入(指定ごみ袋分)	230,669 …④
ごみ処理手数料収入(家庭ごみ持込み分)	9,614 …⑤
ごみ処理手数料収入(事業ごみ持込み分)	151,794 …⑥
合計	392,077

(負担割合)

区分	算定式	負担割合
指定ごみ袋分	④÷①×100	32.7%
家庭ごみ持込み分	⑤÷②×100	20.5%
事業ごみ持込み分	⑥÷③×100	43.1%